

思いやり駐車場

妊産婦の方の 利用期間が 延長されます。



妊産婦の方の
利用証（赤）



「思いやり駐車場」は、歩行や車の乗り降りが難しい方が、公共施設や商業施設等を安心して利用できるよう、施設を利用される皆様の「思いやり」と「譲り合い」の暖かい心で進めている制度です。この度、妊産婦の方について、駐車場利用の安全性の向上などから、利用期間を見直すこととしました。

これまで妊娠 7 か月～出産後 1 年 6 か月まで

令和 5 年 6 月から

- ・ 妊娠 7 か月～出産後 2 年まで
- ・ 多胎児の場合は出産後 3 年まで

～ 6 月 1 日より前に利用証の交付を受けられている方へ ～

交付済みの利用証についても、ご本人の希望に応じて有効期限を延長できます。延長や再発行を希望される場合は、交付時と同様に申請手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

- ① 交付申請書 ② 母子健康手帳（多胎児の場合は各々の手帳）
- ③ 利用証（※お持ちの方） ④ 本人確認書類（※代理の方が手続きをされる場合）

お問い合わせ

広島県 健康福祉局 地域共生社会推進課
電話：082-513-3144

詳しくは WEB をご覧ください

広島県思いやり駐車場

検索

